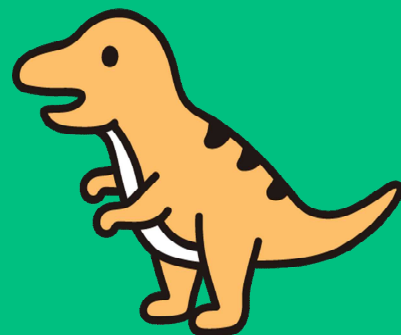


米子市介護予防・生活支援総合事業

通所型サービス B 実施ガイドライン

高齢者等に対する
介護予防・フレイル対策の活動



令和 7 年 7 月 1 日
米子市長寿社会課

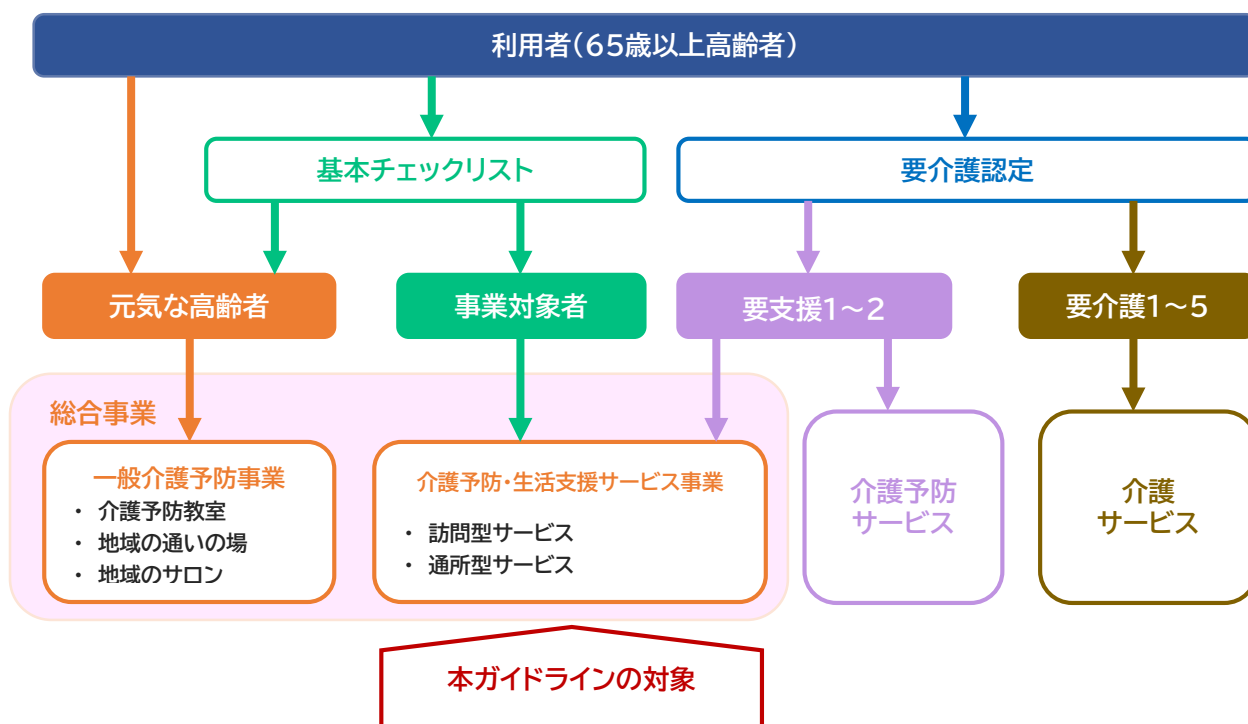
1 はじめに

高齢者や家族が地域で望む暮らしを継続するためには、個別のニーズに応じて、介護サービスや生活支援のサービスなどを組み合わせて利用することができる環境を整備する必要があります。

米子市では、平成 27 年 4 月以降、介護保険制度の中で新たに位置付けられた「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」において、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援など、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスの充実に取り組んでいます。

2 総合事業の主な利用の流れ

高齢総合事業のサービス利用申請から利用開始までの流れは概ね以下のとおりです。



3 米子市の通所型サービス B とは

利用者の介護予防サービス計画等に位置付けられた通所型サービス B 事業として、1 カ月に 1 回以上の頻度で定期的に実施する「転倒及び骨折の予防、運動機能、口腔機能及び栄養の改善並びに認知症予防等の生活機能の改善を図ることを目的とした介護予防に資するプログラム」（1 回あたりおおむね 90 分以上実施）を指します。

4 サービスの対象者

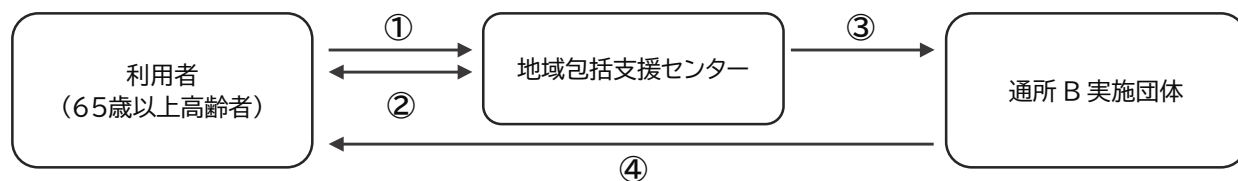
総合事業における通所型サービス B の補助対象となる方は、以下のとおりです。

- (1)市内在住で、介護保険の「要支援 1・2」の認定を受けた方であって、地域包括支援センターによって通所型サービス B の利用の必要性が認められた方
- (2)市内在住の 65 歳以上の方で、基本チェックリストを使用し、事業対象者と判定された方であって、地域包括支援センターによって通所型サービス B の利用の必要性が認められた方
- (3)市内在住で、介護保険の「要介護」の認定を受けた方であって、認定を受ける日以前から継続的に総合事業を利用する者のうち、地域包括支援センターによって通所型サービス B の利用の必要性が認められた方（以下、「継続利用要介護者」）

(4)上記(1)～(3)以外で、通所型サービス B 事業を実施する団体が利用が適当と認めた方

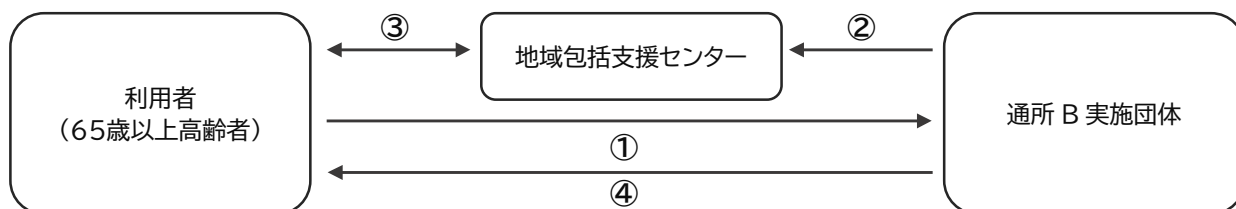
●「地域包括支援センターが必要性を認める」主な流れ

＜パターン 1＞地域包括支援センターが総合相談により対象者を把握し、通所 B 実施団体につなげる場合



- ① 利用相談
- ② 基本チェックリスト又は要介護認定の実施（事業対象者又は要支援 1～2 の者と判定）
➡利用契約・ケアプランの作成
- ③ サービス利用調整
- ④ サービスの提供

＜パターン 2＞通所 B 実施団体が対象者を把握し、地域包括支援センターに必要性を判断してもらう場合



- ① 利用相談
- ② 基本チェックリスト等の実施依頼
- ③ 基本チェックリスト又は要介護認定の実施（事業対象者又は要支援 1～2 の者と判定）
➡利用契約・ケアプランの作成
- ④ サービスの提供

【参考】地域包括支援センター

…高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように支援を行う総合機関です。米子市では各圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、介護や福祉、医療の専門職が、ご本人やご家族の状況に応じて、関係機関と連携して支援を行っています。

センター名称	担当圏域	所在地	連絡先
東山地域包括支援センター	啓成・車尾	米子市錦町一丁目 139 番地 3 米子市福祉保健総合センター2 階	☎ 2 3 - 5 4 7 1 fax 2 3 - 5 0 1 8
福生地域包括支援センター	福生東・福生西	米子市皆生新田 1 丁目 5-1	☎ 3 0 - 2 8 4 0 fax 3 0 - 2 8 4 1
福米地域包括支援センター	福米東・福米西	米子市西福原 2 丁目 1-10 米子しんまち天満屋 3 階	☎ 3 6 - 8 0 0 1 fax 3 6 - 8 0 0 2
湊山地域包括支援センター	明道・就将	米子市末広町 311 米子駅前ショッピングセンター4 階	☎ 2 3 - 6 7 9 0 fax 2 3 - 6 7 9 1
後藤ヶ丘・加茂 地域包括支援センター	義方・住吉 加茂・河崎	米子市上後藤 3-3-3	☎ 4 8 - 1 3 6 5 fax 2 1 - 2 3 6 5

弓浜地域包括支援センター	彦名・夜見・富益 崎津・大篠津・和田	米子市大崎 1511 番地 1	☎ 48-2330 fax 48-2430
尚徳地域包括支援センター	五千石・尚徳 永江・成実	米子市永江 562	☎ 26-6588 fax 36-8876
箕蚊屋地域包括支援センター	巖・春日 大高・県	米子市一部 555 番地	☎ 27-6500 fax 21-1065
淀江地域包括支援センター	淀江・宇田川 大和	米子市淀江町淀江 1075 番地	☎ 56-1118 fax 56-2020

【参考】基本チェックリスト

…65 歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのものです。生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、図 1 の介護予防・日常生活支援総合事業）へつなげることでより状態悪化を防ぐためのツールです。全 25 項目の質問で構成されています。

5 補助額

(1) 立上げ補助

1 団体あたり 30,000 円

※**初年度のみ**・事業を開始しようとする日の **30 日前まで**に申請する必要があります

(2) 運営補助

5,000 円に、通所型サービス B の実施回数を乗じて得た額。（上限 100,000 円／年）

<留意事項>

補助対象事業に係る通所型サービス B の利用者に、「3 サービスの対象者」に記載の者以外の者が含まれる場合で、利用者の総数に占める割合が 100 分の 50 以下である場合は、補助額について、「サービス対象者÷利用者数」で按分します。

6 主な手続き・サービス実施の流れ

	利用者	サービス実施団体	米子市長寿社会課
(1) 実施団体登録 (⇒ p 4)		・実施団体登録申請書 ・実施計画書 ・市税等同意書兼誓約書	
(2) 実施団体登録決定			・団体登録通知書（3 年間有効）
(3) 補助金交付申請 (⇒ p 4) 【4 月 30 日まで】		・実施計画書 ・収支予算書 ・団体概要書 ・役員等調書兼照会承諾書 ・市税等同意書兼誓約書	
(4) 補助金交付決定			・交付決定通知書
(※必要に応じて) 補助金概算払い		・補助金支払請求書	・補助金支払い
(5) サービス提供 (⇒ p 5)	利用者負担の支払等	サービスの提供 (1 月に 1 回以上の頻度)	
(6) 実績報告 (⇒ p 6) 【翌年度 4 月 15 日まで】		・実施報告書 ・収支決算書 ・利用者名簿 ・補助対象経費に係る領収書等 支払の状況を確認することが できる書類の写し	
(7) 補助額の確定			・補助金確定通知書
(8) 補助金請求 (⇒ p 7)		・補助金支払請求書	・補助金支払い（又は精算）

(1) 実施団体登録

事業を実施する前に、サービス実施団体として登録を受ける必要があります。サービス実施団体として登録することで、地域包括支援センター等のケアマネジャーがサービス利用者と相談しながらケアプランを作成する際、サービス提供先のひとつとして選択することが可能となります。

なお、本サービスは米子市在住の方を対象としたサービスですが、**サービスの提供範囲は任意で設定することが可能です。**(登録申請時に「サービスの対象の範囲」を記入する欄があるので、「●●地区の住民を対象」などのご記入ください)

ア サービス実施団体登録をすることができる団体

- (ア) 自治会及び自治会の組織内の団体
- (イ) 有志による市民団体
- (ウ) ボランティア団体及び住民のボランティア活動を支援する団体
- (エ) 特定非営利活動法人
- (オ) 社会福祉法人
- (カ) 医療法人
- (キ) このほか、米子市が適当と認める団体

<留意事項>

上記の規定にかかわらず、団体が次のいずれかに該当する場合は、実施団体登録を行いません。

- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)であるとき。
- ・その役員等のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者がいるとき。
- ・宗教活動又は政治活動を目的とした団体であるとき。
- ・市税等を滞納しているとき。

イ 提出書類

提出書類	備考
①米子市通所型サービス B 実施団体登録申請書	実施要綱様式第 1 号
②米子市通所型サービス B 実施計画書	実施要綱様式第 2 号
③市税等の納付の確認に係る同意書	

【提出先】米子市長寿社会課

【提出方法】以下のいずれかの方法で提出

(1)窓口へ持参 (2)郵送 (3)電子メールで提出

(2) 実施団体登録決定

審査の結果、登録内容が適当であると認められた場合、米子市から実施団体登録通知書が送付されます。登録有効期間は、**3年間**です。

(3) 補助金交付申請

当該年度の事業開始前に、補助金交付申請書を提出してください。

ア 提出書類

提出書類	備考
①通所型サービス B 補助金交付申請書	交付要綱様式第 1 号

②実施計画書	交付要綱様式第 2 号
③収支予算書	交付要綱様式第 3 号
④団体概要書	交付要綱様式第 4 号
⑤役員等調書兼照会承諾書	交付要綱様式第 5 号
⑥市税等同意書兼誓約書	

【提出先】米子市長寿社会課

【提出方法】以下のいずれかの方法で提出

(1)窓口へ持参 (2)郵送 (3)電子メール

【概算払いについて①】

市が事業の実施に関して必要があると認めるときは、本補助金の概算払をすることができます。
交付申請時に「概算払い」について「必要」を選択して提出してください。

＜留意事項＞

- ・事業を実施する年度の**4月30日まで**に申請してください。
- ・補助金交付申請は、毎年度提出する必要があります。

(4) 補助金交付決定

審査の結果、当該交付申請の内容が適当であると認められた場合、米子市から交付決定通知書が送付されます。記載の交付決定日以降のサービス提供が補助の対象となります。

【概算払いについて②】

市が概算払いの必要があると認めた場合、交付決定通知書において概算払いを行う旨を記載します。
交付決定通知書の交付決定額に基づき、補助金支払請求書（交付要綱様式第 11 号）を市まで提出してください。

(5) サービス提供

ア サービスの詳細

登録を受けた実施会場において、サービスを提供します。各回の利用者人数の定めはありません。
なお、「転倒及び骨折の予防、運動機能、口腔機能及び栄養の改善並びに認知症予防等の生活機能の改善を図ることを目的とした介護予防に資するプログラム」とは、主に以下の観点で実施される内容を指します。

- ▶ 介護予防・フレイル対策に資する内容
- ▶ 地域の要支援者等の閉じこもりを防止するとともに、健康の維持増進を図るための内容
- ▶ 高齢者の社会参加を促進するため、地域の高齢者自身が担い手となって参加できるような内容

【具体的な例】

- 体操・運動等の活動
- 脳トレーニング等の活動
- 趣味活動等を通じた日中の居場所づくり
- 定期的な交流会・サロン・会食
- 認知症予防等のサービス

※記載している内容はあくまで一例であり、この限りではありません。

※必ずしも現地に専門職等を配置する必要はなく、**動画配信・リモート中継等の ICT を活用する**

ことも可能です。

＜留意事項＞

- ・障がい者や子ども、居宅要支援被保険者等以外の高齢者等も加わる形（いわゆる共生型）で実施することも可能です。
- ・また、訪問型サービスDを活用し、送迎を別主体が行うといった運用も可能です。
- ・傷害保険及び損害賠償保険に加入するなどして、利用者の事故に備えるようにしましょう。
- ・万が一事故が発生した際には、速やかに家族等に連絡する・医療機関を受診するなどの適切な対応を取るとともに、必ず市に報告してください。

イ 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりです。

費目	例
報償費	講師等への謝礼及びボランティア活動に対する奨励金
需用費	消耗品費及び印刷製本費
役務費	郵送料、保険料、手数料、通信運搬費等
使用料及び賃借料	会場使用料
備品購入費	備品購入費
その他	その他米子市が認める経費

＜留意事項＞

次に掲げる経費は、補助対象外です。

- ・補助対象事業に直接関係がない従事者の募集及び雇用に要する費用並びに広告、宣伝等に要する費用
- ・施設の建設又は整備に係る費用

ウ 利用者負担について

利用者負担額については、**実施団体において任意で設定することができます。**

(6) 実績報告

補助事業が完了したときは、必要書類を添付し、補助事業等実績報告書を提出してください。

ア 提出書類

提出書類	備考
①通所型サービスB実績報告書	交付要綱様式第8号
②実施報告書	交付要綱様式第2号
③収支決算書	交付要綱様式第3号
④利用者名簿	交付要綱様式第9号
⑤補助対象経費に係る領収書等支払の状況を確認することができる書類の写し	

【提出先】米子市長寿社会課

【提出方法】以下のいずれかの方法で提出

(1)窓口へ持参 (2)郵送 (3)電子メール

(7) 補助額の確定・補助金請求

審査の結果、当該実績報告の内容が適当であると認められた場合、市から補助金等確定通知書を送付します。補助金等確定通知書に記載の額を市に請求してください。請求書を提出いただいたのちに、指定された口座に支払いを行います。

※ p 5 記載の概算払いを行っている場合、確定した補助額に基づき補助金を返還いただく場合があります。

提出書類	備考
①補助金支払請求書	交付要綱様式第 1 1 号

【提出先】米子市長寿社会課

【提出方法】以下のいずれかの方法で提出

(1)窓口へ持参 (2)郵送 (3)電子メール

7 その他

(1) 留意事項

実施団体は、通所型サービス B 事業を実施するにあたり、次の事項について留意してください。

ア 利用者及びその家族の個人情報の適正な取扱いに努め、正当な理由なく、通所型サービス B 事業の実施に関して知り得た秘密を漏らさないこと。

イ 地域包括支援センターと連携を図ること。

ウ チラシ、ポスター等により、地域の住民に対し、通所型サービス B 事業について周知するよう努めること。

エ 通所型サービス B 事業の内容、利用料の額等を当該通所型サービス B 事業を実施する会場に表示するなどの方法により、利用者が安心して当該通所型サービス B 事業を利用することができるよう工夫すること。

オ 傷害保険及び損害賠償保険に加入する等の方法により、利用者の事故に備えること。

カ 事故の発生時には米子市長寿社会課に速やかに報告するとともに、適切な対応を行うこと。

キ 通所型サービス B 事業に従事する者及び利用者の清潔保持と健康状態の管理に留意すること。

ク 茶菓等を提供する際には、衛生管理に留意すること。

ケ 継続利用要介護者が通所型サービス B 事業を利用する場合、緊急時、状態変化時、長期にわたり利用の実態がない状況等の対応についてあらかじめ定めておき、事業継続の可否については、地域包括支援センターやその他関係機関と連携を図り判断すること。

(2) 事業を休止する場合

通所型サービス B 事業を休止又は廃止しようとするときは、**1か月前まで**に、米子市通所型サービス B 休止（廃止）届出書（別記様式第 6 号）により米子市長寿社会課へ届出てください。

また、休止又は廃止の届出をしたときは、利用者に対し、必要な通所型サービス B 事業が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、他の実施団体その他の関係者との連絡調整などを行うようにしてください。

(3) 書類及び帳簿の整備について

サービス実施団体は、補助対象事業に係る経費について、その収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、これらの書類について補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から**5年間**保管してください。

8 関係要綱等

- ・米子市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス B 実施要綱（令和 5 年 12 月 27 日施行）
- ・米子市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス B 補助金交付要綱（令和 5 年 12 月 27 日施行）

9 問い合わせ・連絡先

〒683-8686

米子市加茂町一丁目1番地

米子市長寿社会課 介護保険第二担当

☎0859-23-5156 ✉choju@city.yonago.lg.jp